

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	(代表) 佐那河内村 神山町

佐那河内神山地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐那河内村役場 産業環境課
所在地 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 71 番地 1
電話番号 088-679-2115
FAX番号 088-679-2125
メールアドレス sanken@vill. sanagochi. lg. jp

担当部署名 神山町役場 産業観光課
所在地 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100
電話番号 088-676-1118
FAX番号 088-676-1100
メールアドレス sangyoukanko@town. kamiyama. lg. jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	徳島県 名東郡佐那河内村・名西郡神山町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	水稲・果実・イモ類 野菜全般	被害金額 3,534,327 円 被害面積 106 a
イノシシ	芋類・水稲・栗・梅園	被害金額 1,084,586 円 被害面積 51.5 a
シカ	杉・桧・スダチ 野菜全般	被害金額 2,206,421 円 被害面積 47 a
カラス	果実・野菜全般	被害金額 59,616 円 被害面積 2.2 a
カワウ・サギ類	鮎・アマゴ	被害金額 450,000 円
タヌキ	野菜全般	被害金額 180,000 円
ハクビシン	野菜全般・果実	被害金額 100,000 円
アライグマ	野菜全般	被害金額 —

(2) 被害の傾向

<p>・サル</p> <p>ニホンザルによる被害は、年間を通じて発生し、特に柑橘類、野菜、水稲、タケノコの食害が多く見受けられる。被害地域は全地域で確認されており、まだ多くの被害が発生している。</p> <p>・イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は、1～4月のタケノコ、7～10月にかけて水稲、また芋、梅園などの掘り起こしが発生している。防護柵の設置、狩猟及び有害捕獲による生息数の減少から被害は減少傾向となっているが、まだ多く見受けられる。</p>

・シカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生し果樹の葉食、枝折り、植林の皮剥が発生している。被害地域は全地域で見受けられ、まだ多くの被害が発生している。

・カラス

カラスによる被害は年間を通じて野菜、柑橘類の食害が発生し、両町村全域で報告されている。現在両町村には4基の大型捕獲檻を設置し捕獲に努めており、西部側では生息数が減少したが、都市部近い東側では現在もかなりの生息数が確認できる。

・カワウ・サギ類

カワウ・サギ類による魚類（アユ、アマゴ）への被害は平成13年頃から見受けられ被害箇所は両町村全域に広がり増加傾向にあったが、近年漁協による対策や予察捕獲により被害は減少していたが、年によっては多くの飛来が見受けられ被害が発生している。

・タヌキ

野菜などの食害が年間を通して全地域で発生しているが、減少傾向と思われる。

・ハクビシン

野菜、柑橘類などの食害が年間を通して全地域で発生している。

・アライグマ

まだ農作物被害などの報告は受けていないが、過去に佐那河内村及び佐那河内村と隣接する神山町鬼籠野地区においてアライグマの足跡の発見、目撃情報が寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
サル	353万 106a	282万円 84a
イノシシ	108万円 51a	86万円 40a
シカ	220万円 47a	176万円 37a
カラス	6万円 2a	4万円 1.6a
カワウ・サギ類	45万円	36万円
タヌキ	18万円	14万円
ハクビシン	10万円	8万円
アライグマ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲（報奨金の支払い） 共同捕獲の実施、各種捕獲檻の設置	狩猟人口の減少・高齢化の影響により捕獲実施者の確保が問題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	各種補助事業を活用した防護柵の設置。農地周辺の雑木の伐採による緩衝地帯の設置。サル出没時の住民への周知、追い払い。	防護柵の設置には地形による制約があるため、設置方法が限定される。

(5) 今後の取組方針

両町村における平成30年度の被害は約761万円、被害面積は206aに及ぶ。被害防止計画を策定するに当たり、被害軽減目標を平成30年度より20%減とする。

目標を達成するため捕獲班員による野性鳥獣捕獲に努め、両町村が連携しモンキーDOG導入や地元住民による追い払い、防護施設の設置、適正な対策を行うための講習会などを進め広域化した鳥獣害に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

両町村の有害鳥獣捕獲等対策協議会で協議した、猟友会会員で構成する有害鳥獣捕獲班で組織する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ	佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲率の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
R3年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ	佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲率の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
R4年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ	佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲率の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去5年間の捕獲実績と現状を考慮し計画数を策定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R2年度	R3年度	R4年度
サル	190	190	190
イノシシ	230	230	230
シカ	220	220	220
カラス	350	350	350
カワウ	30	30	30
サギ類	—	—	—
タヌキ	20	20	20
ハクビシン	15	15	15
アライグマ	—	—	—

捕獲等の取組内容
銃器、捕獲檻を用いて4月1日から翌年3月31日（狩猟期間を除く）の間、イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、タヌキ、ハクビシンの予察捕獲を行う。 特定外来生物に指定されているアライグマについては目撃情報があるため捕獲檻を活用し調査を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R2年度	R3年度	R4年度
サル、イノシシ、シカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ	防護柵 1,000m	防護柵 1,000m	防護柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

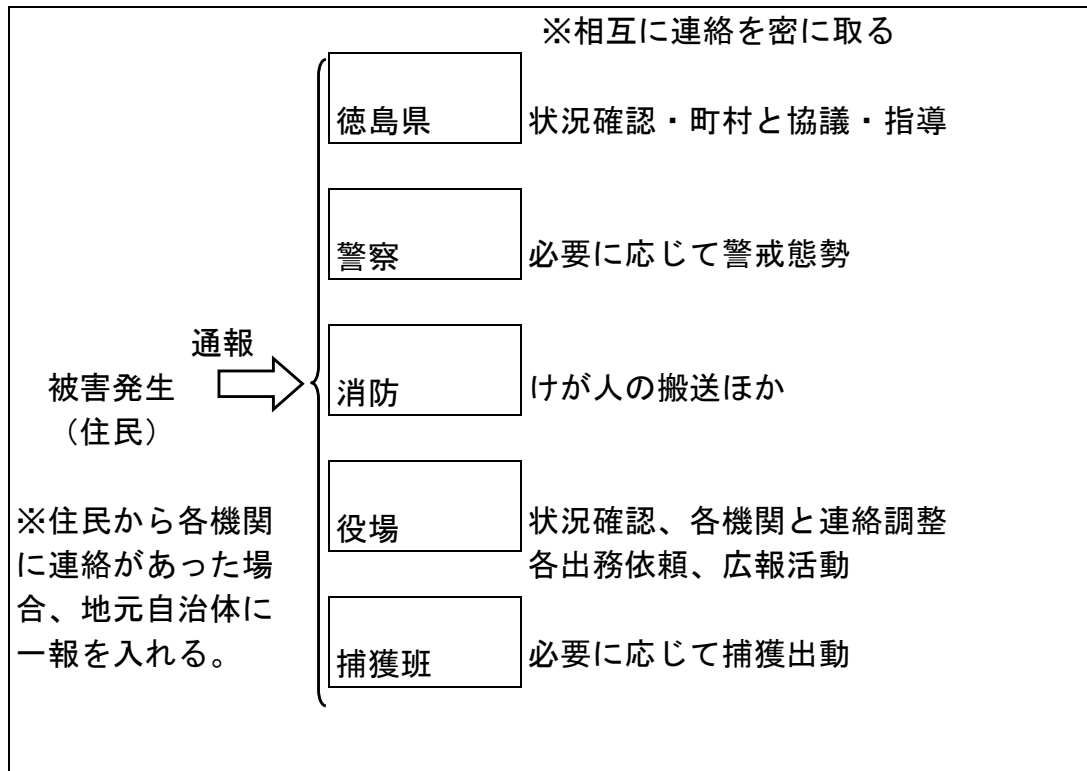
年度	対象鳥獣	取組内容
R2年度	サル カワウ・サギ類	発信器設置による群れの把握、住民への周知 打上花火などによる追い払い
R3年度	サル カワウ・サギ類	発信器設置による群れの把握、住民への周知 打上花火などによる追い払い
R4年度	サル カワウ・サギ類	発信器設置による群れの把握、住民への周知 打上花火などによる追い払い

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐那河内村・神山町	状況確認・関係機関と調整・広報活動
佐那河内・神山地区猟友会	捕獲活動
徳島東・石井警察署	警戒活動
消防署	けが人の搬送
徳島県	状況確認・町村と協議・指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

佐那河内村	埋設処理、処理機による処理及び民間処理施設での焼却
神山町	埋設処理及び民間処理施設での焼却

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

特になし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	佐那河内村有害鳥獣対策協議会	
	構成機関の名称	役割
	佐那河内村長	会長：協議会運営の総括
	佐那河内村産業環境課長	事務局長：協議会運営の事務
	佐那河内村産業環境課担当	事務局：協議会運営の事務
	佐那河内村議会議長	委員：情報提供
	徳島市農業協同組合佐那河内支所長	委員：情報提供
	佐那河内地区猟友会長	委員：捕獲・駆除の実施
	佐那河内農業振興協議会長	委員：情報提供

被害防止対策協議会の名称	神山町有害鳥獣捕獲等対策協議会	
	構成機関の名称	役割
	神山町長	協議会運営の総括
	神山地区猟友会会長	捕獲・駆除の実施
	名西郡農業協同組合神山支所長	農業被害の情報提供・対策実施
	徳島中央森林組合専務理事	林業被害の情報提供・対策実施
	鮎喰川漁業協同組合代表理事組合長	漁業被害の情報提供・対策実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会	佐那河内村と神山町で連携する組織で講習会や対策を共同で行っていく。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

佐那河内村職員及び神山町職員（各首長が任命した職員）で鳥獣被害対策実施隊を結成し捕獲や防護柵の設置のほか、町村内の被害対策への取り組みを推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、共同で講習会、現地研修会を開催する。
--